

大阪湾BCP (案) の概要・課題

平成26年3月25日

近畿地方整備局 港湾空港部

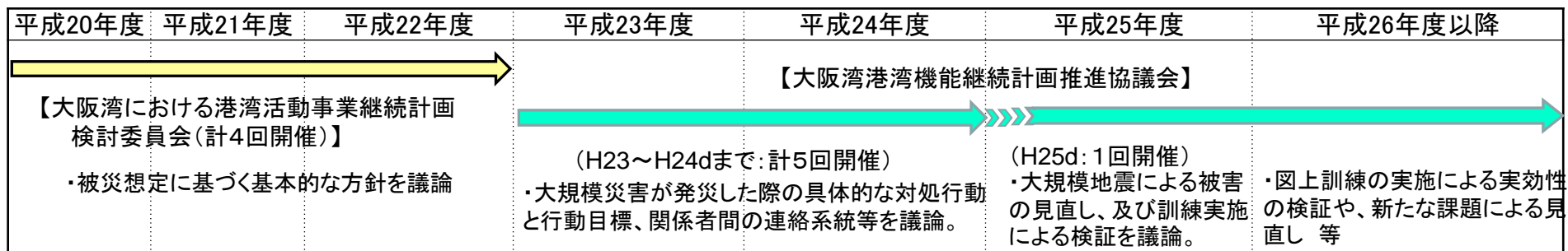
大阪湾BCP (案) の検討経緯

1. 目 標

大規模災害発生時においても国民生活を維持するため、海上からの緊急物資の供給を迅速に行うこと(緊急物資輸送活動)や、社会経済への影響を最小限とするために国際物流機能を確保すること(国際コンテナ輸送活動)が港湾の社会的な責務である。

このため、ソフト面の防災対策として、大規模災害が発生した際の対応について関係者間で事前に協議し、港湾機能の回復を図るため関係者間での連携による協働体制を構築する。これにより、港湾活動の停滞の短縮、活動再開に向けた早期復旧を図る。

2. 検討経緯



3. 構成員 (H26.3時点)

1. 有識者 7名 (順不同)

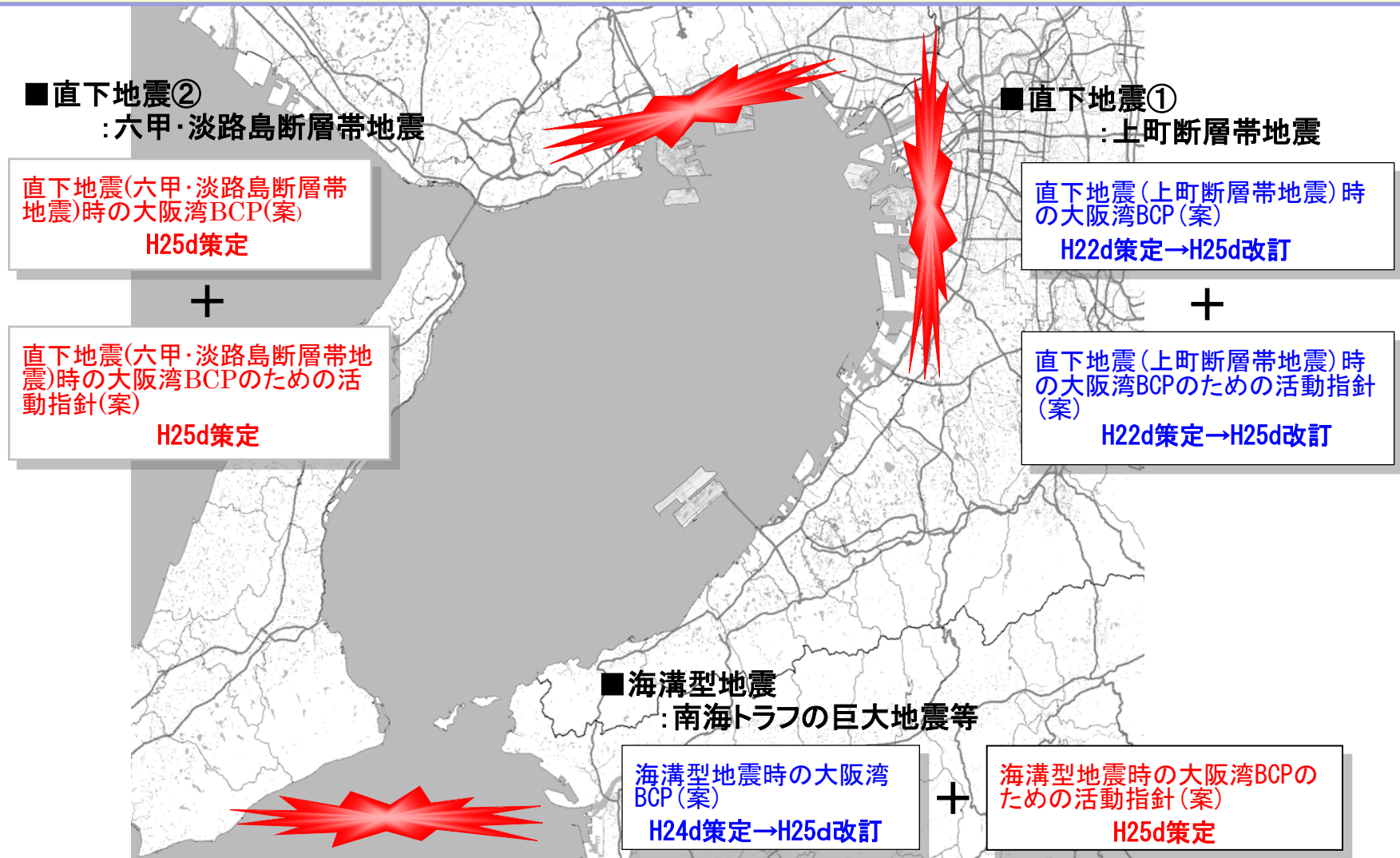
神戸大学 黒田 勝彦、横浜国立大学 宮本 卓次郎、京都大学 多々納 裕一、京都大学 小野 憲司、流通科学大学 森 隆行、(社)京都経済同友会 上村 多恵子、国土技術政策総合研究所 水谷 雅裕

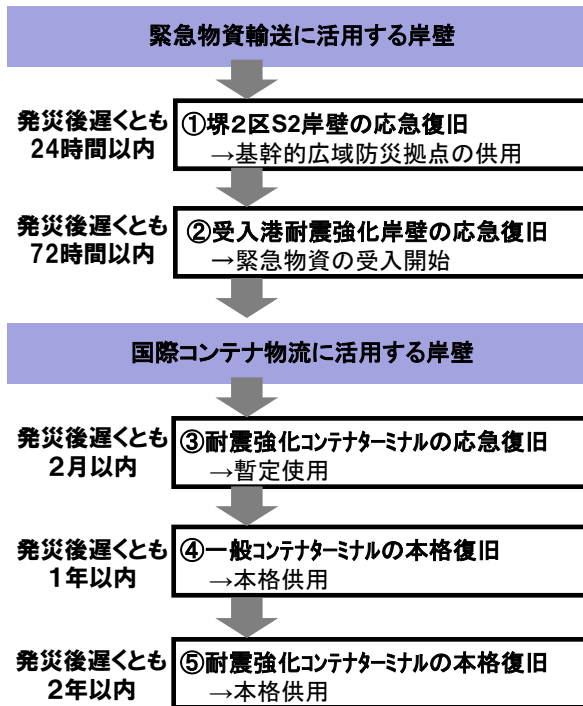
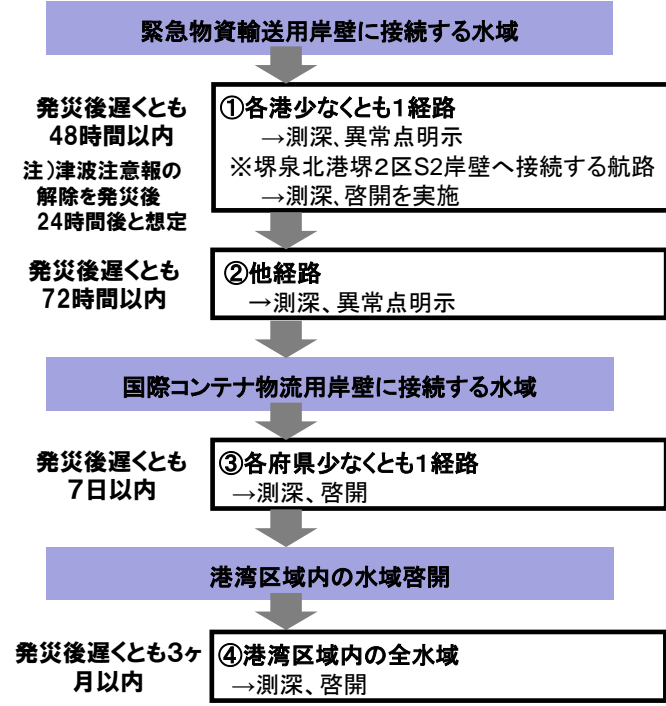
2. 参加機関 41機関 (順不同)

(公社)関西経済連合会、(社)日本船主協会 阪神地区船主会、大阪港運協会、兵庫県港運協会、近畿トラック協会、近畿倉庫協会連合会、大阪湾水先区水先人会、内海水先区水先人会、大阪府タグ事業協同組合、(社)大阪港タグセンター、協同組合神戸タグ協会、日本内航海運組合総連合会、近畿旅客船協会、神戸旅客船協会、(社)神戸海難防止研究会 (社)日本埋立浚渫協会近畿支部、(株)NTTデータ関西、関西電力(株)、(株)東洋信号通信社、大阪港埠頭(株)、神戸港埠頭(株)、大阪府、関西広域連合、兵庫県、和歌山県、大阪市、堺市、神戸市、大阪税関、神戸税関、大阪入国管理局、大阪検疫所、神戸検疫所、神戸植物防疫所、動物検疫所神戸支所、第五管区海上保安本部、陸上自衛隊、海上自衛隊、近畿運輸局、神戸運輸監理部、近畿地方整備局

大阪湾BCP(案)の策定状況

- ・平成24年度までに、上町断層帯地震時のBCP(案)及び南海トラフの巨大地震を始めとする海溝型地震時のBCP(案)を策定した。
- ・平成25年度は、兵庫県を直下とする地震発生時の大阪湾BCP(案)の策定を行うと共に、海溝型地震について内閣府、自治体等の最新データの反映、留意事項の検討、訓練による検証等を行った。

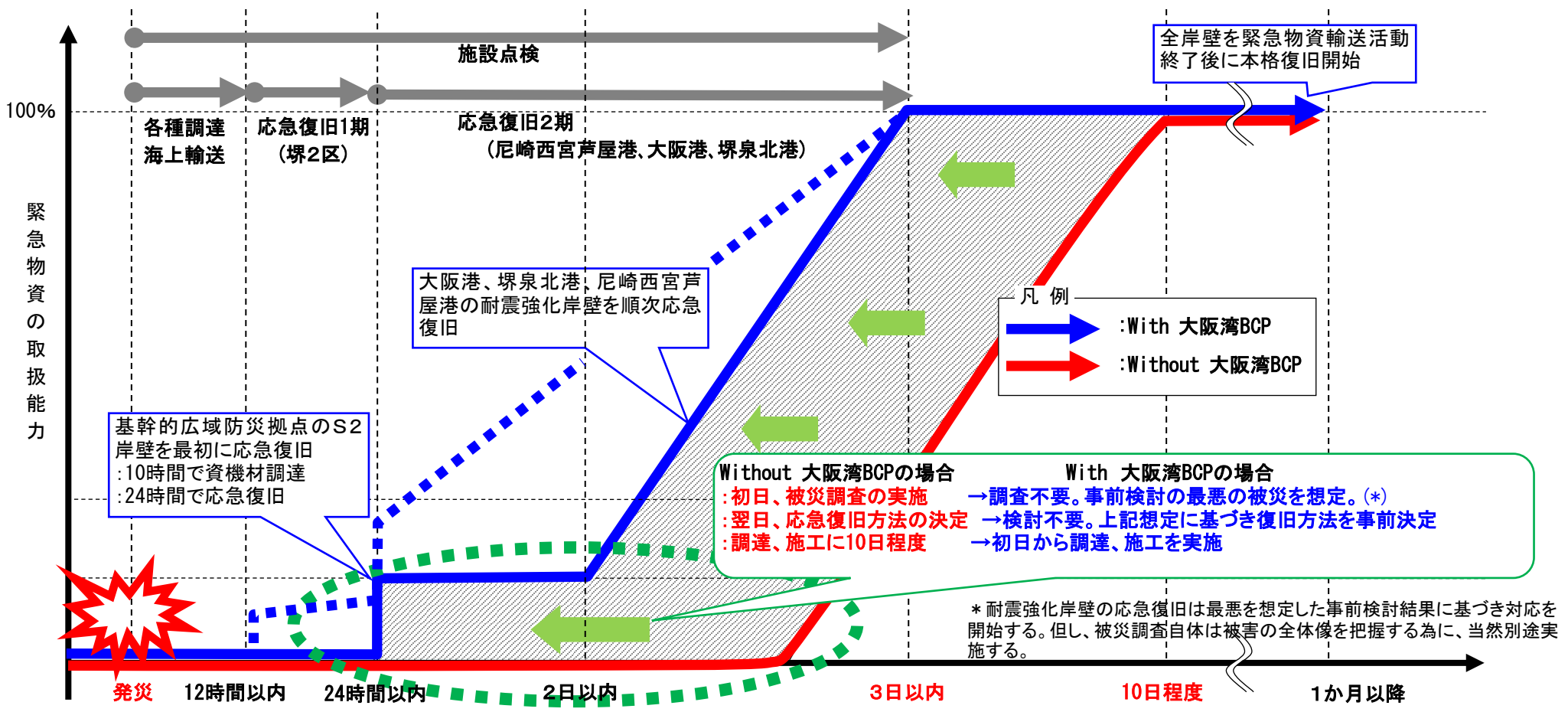


	直下地震(上町断層帯地震、六甲・淡路島断層帯地震)	海溝型地震
対応方針	<ul style="list-style-type: none"> 地震動による港湾施設の直接的被害への対応を実施。 復旧する迄の間は、被災していない近隣の港湾を代替として活用し、緊急物資輸送、国際コンテナ物流への影響低減を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 地震動よりも津波による被害が大きいため、水域の啓開対応を行う。 啓開に当たっては、優先順位を付けて航路の測深や異常点の明示を行い、早期の物資輸送再開を目指す。
対処行動	<ul style="list-style-type: none"> 避難、安否確認・体制構築、被災情報の収集、復旧方法の検討、等の実施。 	
行動目標	 <p>緊急物資輸送に活用する岸壁</p> <ul style="list-style-type: none"> 発災後遅くとも24時間以内 ①堺2区S2岸壁の応急復旧 → 基幹的広域防災拠点の供用 発災後遅くとも72時間以内 ②受入港耐震強化岸壁の応急復旧 → 緊急物資の受入開始 <p>国際コンテナ物流に活用する岸壁</p> <ul style="list-style-type: none"> 発災後遅くとも2月以内 ③耐震強化コンテナターミナルの応急復旧 → 暫定使用 発災後遅くとも1年以内 ④一般コンテナターミナルの本格復旧 → 本格供用 発災後遅くとも2年以内 ⑤耐震強化コンテナターミナルの本格復旧 → 本格供用 	 <p>緊急物資輸送用岸壁に接続する水域</p> <ul style="list-style-type: none"> 発災後遅くとも48時間以内 ①各港少なくとも1経路 → 測深、異常点明示 注)津波注意報の解除を発災後24時間後と想定 ※堺泉北港堺2区S2岸壁へ接続する航路 → 測深、啓開を実施 発災後遅くとも72時間以内 ②他経路 → 測深、異常点明示 <p>国際コンテナ物流用岸壁に接続する水域</p> <ul style="list-style-type: none"> 発災後遅くとも7日以内 ③各府県少なくとも1経路 → 測深、啓開 <p>港湾区域内の水域啓開</p> <ul style="list-style-type: none"> 発災後遅くとも3ヶ月以内 ④港湾区域内の全水域 → 測深、啓開
体制	<ul style="list-style-type: none"> 通常業務の関係を活かし、国及び港湾管理者を中心とした横断的な連携活動を実施。 近畿地方整備局は、関係機関の被災状況や体制構築状況の確認、耐震強化岸壁の応急復旧要請等を行う。 	

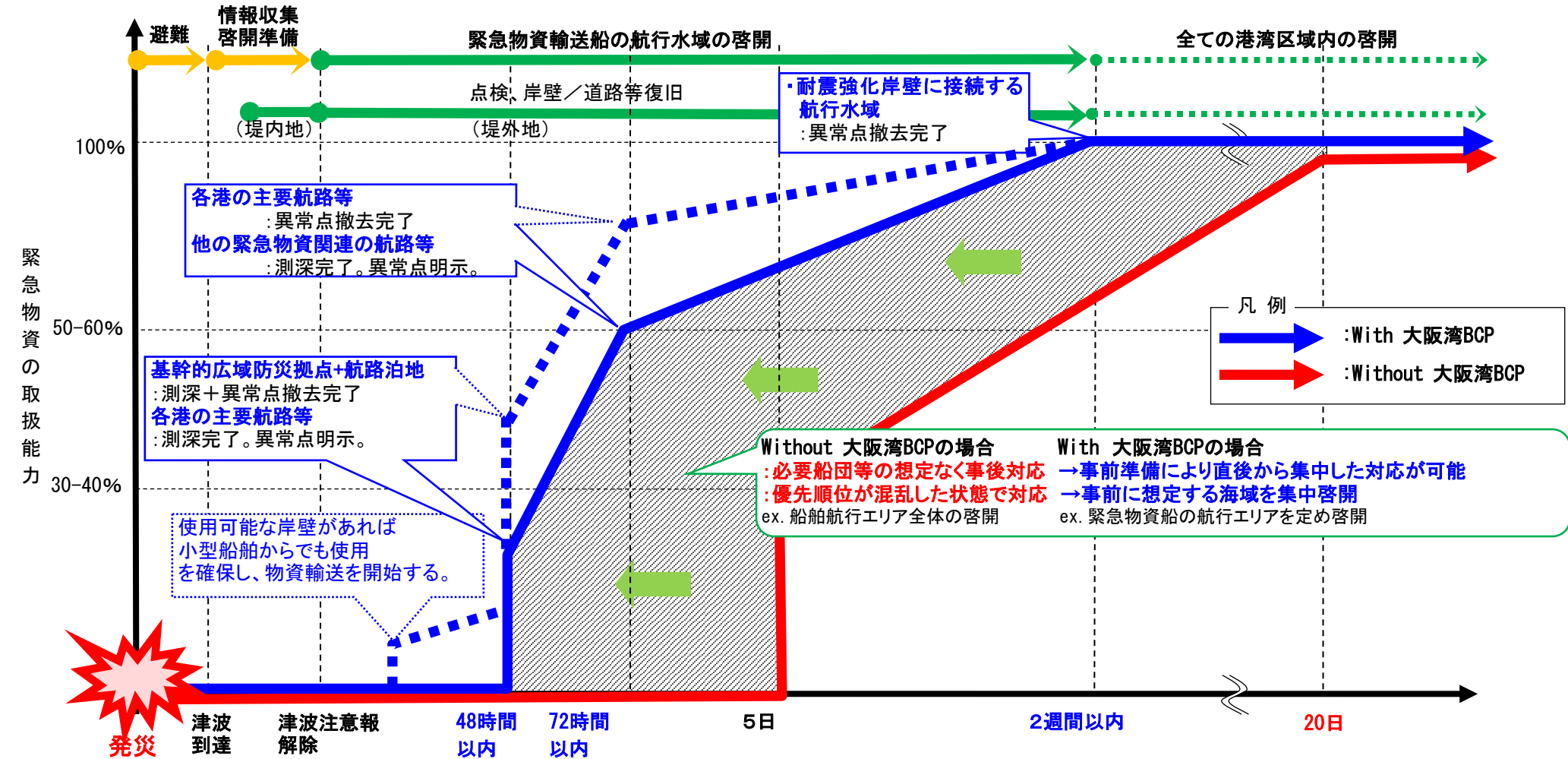
S2岸壁：堺泉北港の堺2区にある水深7.5m耐震強化岸壁のことである。

大阪湾BCP(案)の概要(2)

・上町断層帯地震時の大阪湾BCP(案)の実施による効果イメージ(緊急物資輸送) 例



・海溝型地震時の大阪湾BCP(案)の実施による効果イメージ(緊急物資輸送) 例



- 大阪湾BCP(案)については、平成20年度より検討を進めており平成25年度でとりまとめ公表を予定している。
- 大阪湾BCP(案)は基本方針であり、今後は本案に基づき、各関係機関と連携を図りながら訓練等を行い、実行性を高めていくことが重要である。
- また、大阪湾BCP(案)に基づいて、各関係機関ごとで事業継続計画(BCP)を作成し、大阪湾BCP(案)を検証していくことも実行性を高めていく上では重要である。
- 大阪湾港湾広域防災協議会において、実行性を高めて行くために対応すべき当面の課題は以下の3点を考えている。

- 1: 各港の港湾の事業継続計画を策定
- 2: 地震・津波による漂流物等の処分場所の確保
- 3: 航路等の啓開作業について

課題1. 各港の港湾の事業継続計画を策定

- ・平成25年度、大阪湾BCP(案)が策定されたが、大阪湾全体としての枠組であり、今後、港湾の事業継続計画(以下「港湾BCP」とする。)を策定することが重要である。
- ・港湾BCPを策定することで、海上からの緊急物資の供給を迅速に行い、社会経済への影響を最小限とし、港湾の活動再開に向けた早期復旧が行える。
- ・今回の港湾法一部改正に際し、衆参両院において、「港湾事業継続計画の策定を全国的に進め、非常災害時に港湾物流機能の維持と早期復旧が図られるよう最善を尽くすこと」等の附帯決議がなされており、港湾BCPの早期の策定が望まれている。
- ・以上より、平成27年度末までに各港*の港湾BCPの策定を進めて頂きたい。

*各港:神戸港、尼崎西宮芦屋港、大阪港、堺泉北港、和歌山下津港

[策定向けてのポイント]

- ①計画の基本的な考え方
- ②想定地震・津波の規模及び被害想定
- ③回復時期、回復水準の目標
※需要サイドからみた制約条件(どの程度の期間、生産や流通等を止められるか)を検討し、可能であれば計画に反映させる。
- ④発災時の行動計画と関係者間の連携体制誰が、何時、何をするか程度まで定める。
- ⑤広域的な港湾の連携体制
- ⑥計画に基づく講習、訓練
- ⑦計画の継続的な見直し(PDCAサイクル)

課題2. 地震・津波による漂流物等の処分場所の確保

- ・大規模地震・津波による漂流物が大量に発生することが想定されるため、揚陸・処分場所を確保することは重要である。
- ・大阪湾港湾機能継続計画推進協議会でも、漂流物等の揚陸・処分場所が課題としてあげられている。
- ・港湾区域のみならず、一般水域の漂流物の揚陸・処分場所を決めておかなければ、迅速な航路啓開は行えない。
- ・漂流物の揚陸・処分場所決定には、課題が多いため段階的に検討を進めていく。
- ・当面は漂流物の揚陸場所(仮置き場所)の候補地の検討を進めていく。(低未利用地の活用することなど。)

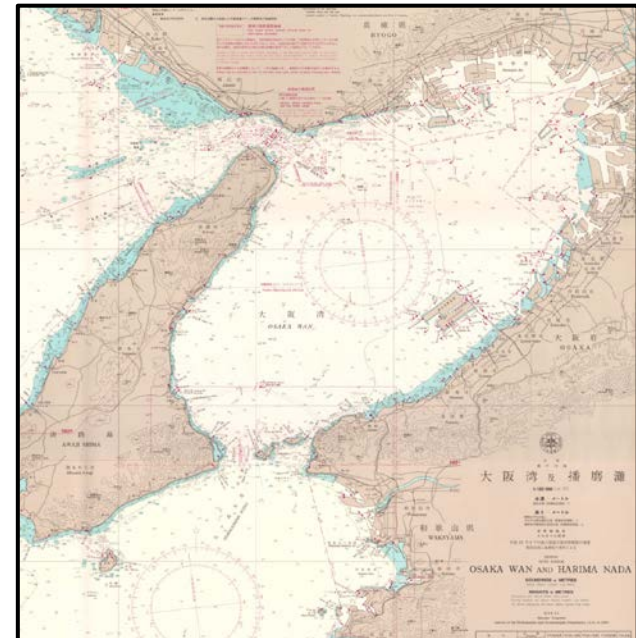
【東日本大震災での状況】



漂流物(木材)の揚収状況



漂流物(木材)の揚陸状況



課題3. 航路等の啓開作業について

○港湾区域内の航路等啓開については、港湾管理者が行うことが原則である。しかし、大規模災害時には港湾管理者自体が航路啓開の応急復旧対応が困難と思慮されること、及び啓開作業を行う事業者との窓口の一本化(東日本大震災時と同様の対応)の要望があることから、大阪湾BCP(案)では、国(近畿地方整備局)が中心となって航路啓開を行うこととなっている。大規模災害時には航路啓開作業を国(近畿地方整備局)にすぐに要請をお願いしたい。

○航路等の啓開作業の検討にあたり次の課題への検討が必要である








- ・航路の啓開順位については、海溝型地震時の大阪湾BCP(案)において、下記の通りの優先順位を策定しているが、具体的な航路等が決まっていない。
- ・緊急確保航路の啓開作業中、及び暫定供用に関する周知方法等。

海溝型地震時の大阪湾BCP(案)より

- 1) 堺2区基幹的広域防災拠点に接続する水域
- 2) 緊急物資輸送用の耐震強化岸壁に接続する水域
 - i) 国際コンテナ物流の用に供する耐震強化岸壁と共通して利用可能な水域
 - ii) その他の緊急物資輸送用の耐震強化岸壁
- 3) 国際コンテナ物流の用に供する耐震強化岸壁に接続する残水域
- 4) 復旧・復興に必要なエネルギー関連の岸壁に接続する水域

* エネルギー関連の航路泊地等の啓開については、需要や被災の状況に応じ、近畿地方整備局は、関係者と調整の上、手順の変更を行う。

・当面の課題等に対する検討スケジュール(案)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度以降
大阪湾港湾広域防災協議会	協議会の開催 	協議会の開催 	協議会の開催 
港湾BCPの策定			
地震・津波による漂流物等の処分場所の確保			
航路等の啓開作業箇所の設定			
新たな課題	